失踪宣告

平成２４年（家）第９６１９号
本籍山梨県大月市賑岡町強瀬619番地、最後の住所山梨県北都留郡賑岡村強瀬617番地
不在者　小俣　愛子
大正５年３月20日生
平成25年７月31日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１７３２号
本籍広島県三次市作木町岡三渕140番地、最後の住所兵庫県姫路市広畑区才945番地の５レオパレスＦ石田103号
不在者　日野　文生
昭和31年４月23日生
平成25年７月27日失踪宣告審判確定
神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

平成２４年（家）第１７１９号
本籍奈良県橿原市土橋町188番地４、最後の住所奈良県橿原市土橋町188番地の４グランメール大和101号
不在者　井上　信一
昭和18年８月15日生
平成25年７月30日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所葛城支部裁判所書記官

平成２４年（家）第８０５号
本籍愛媛県松山市道後湯之町甲1455番地、最後の住所松山市北斎院町32番地42
不在者　村上　達也
昭和15年８月１日生
平成25年７月30日失踪宣告審判確定
松山家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第９４０号
本籍兵庫県宝塚市山本野里２丁目12番、最後の住所熊本県熊本市北区高平３丁目44番27―1001号サンリラ清水町
不在者　小倉　伸一
昭和29年９月９日生
平成25年７月27日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第２２号
本籍兵庫県宝塚市山本野里２丁目12番、最後の住所熊本県熊本市北区高平３丁目44番27―1001号サンリラ清水町
不在者　小倉喜和子
昭和26年９月３日生
平成25年７月26日失踪宣告審判確定
熊本家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２５年（家）第５５３号
本籍山形県鶴岡市湯野浜１丁目８番地、住所富山県高岡市木津683―５　山村方
申立人（失踪者）　小林　守夫
昭和11年４月30日生
平成25年７月27日失踪宣告取消審判確定
富山家庭裁判所高岡支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号
東京都千代田区岩本町２丁目10番９号
申立人　株式会社明協
代表者代表清算人　野澤吉太郎
権利を争う旨の申述の終期　平成25年７月26日
平成25年８月５日　能代簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　20通
⑴手形番号　ＡＡ46001
金額　10,000,000円
支払期日　平成22年１月２日
支払地　秋田県能代市
支払場所　株式会社みちのく銀行能代支店
振出日　平成21年８月25日
振出地　秋田県能代市
振出人　株式会社安藤鉄工建設　代表取締役　安藤　祐一
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＡＡ46002
金額　5,000,000円
⑶手形番号　ＡＡ46003
金額　3,000,000円
⑷手形番号　ＡＡ46004
金額　2,000,000円
⑸手形番号　ＡＡ46005
金額　1,000,000円
⑹手形番号　ＡＡ46006
金額　393,663円
⑺手形番号　ＡＡ46107
金額　10,000,000円
支払期日　平成22年２月２日
振出日　平成21年９月25日
⑻手形番号　ＡＡ46108
金額　5,000,000円
⑼手形番号　ＡＡ46109
金額　3,000,000円
⑽手形番号　ＡＡ46110
金額　2,000,000円
⑾手形番号　ＡＡ46111
金額　1,000,000円
⑿手形番号　ＡＡ46112
金額　1,000,000円
⒀手形番号　ＡＡ46113
金額　385,404円
⒁手形番号　ＡＡ46175
金額　10,000,000円
支払期日　平成22年３月２日
振出日　平成21年10月26日
⒂手形番号　ＡＡ46176
金額　3,000,000円
⒃手形番号　ＡＡ46177
金額　2,000,000円
⒄手形番号　ＡＡ46178
金額　1,000,000円
⒅手形番号　ＡＡ46179
金額　968,588円
⒆手形番号　ＡＡ46440
金額　10,000,000円
支払期日　平成22年４月２日
振出日　平成21年11月25日
⒇手形番号　ＡＡ46441
金額　711,310円
⑵乃至⒇の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ
⑵乃至⑹の約束手形の支払期日及び振出日は⑴の約束手形の記載に同じ
⑻乃至⒀の約束手形の支払期日及び振出日は⑺の約束手形の記載に同じ
⒂乃至⒅の約束手形の支払期日及び振出日は⒁の約束手形の記載に同じ
⒇の約束手形の支払期日及び振出日は⒆の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１４６７号
横浜市都筑区川向町922番地31
債務者　株式会社産協
代表者代表取締役　笠原　　明
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　狩倉　博之
４　破産債権の届出期間　平成25年９月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月７日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４１号
横浜市西区北軽井沢51M棟・ダイヤハイツ横濱204号
債務者　有限会社アイ・シー・イー
代表者取締役　濱田　経雄
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸張　雄哉
４　破産債権の届出期間　平成25年９月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６０号
東京都小平市栄町２丁目24番25号アゼリアガーデンＤ棟―１
債務者　株式会社國分設備
代表者代表取締役　橋本新一郎
１　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　増井　　賢
４　破産債権の届出期間　平成25年９月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部